

A close-up photograph of a person in a grey suit sitting at a desk, signing a document with a black pen. Another person's hand is visible, pointing at the document. The background is softly blurred, showing a window with light coming through. The text is overlaid in a bold, red font.

遺言が無い場合の  
相続手続き  
-具体的な流れ-

# 相続手続きチェックシート

## □3ヶ月以内

□遺言書の確認(公正証書遺言・自筆証書遺言・秘密証書遺言)

□遺言書がなければ遺産分割協議で相続手続きを行うことになる



□相続人の特定

□被相続人(今回：お父様)の**現在戸籍～出生迄の戸籍**を取寄せる

□戸籍を辿ることで相続人が確定される

□1. 現在戸籍を取得：被相続人本籍地の市区町村

□2. 現在戸籍に「**転籍**」と記載されていれば、**転籍前の戸籍**を取寄せる

□3. 平成6年以前は「**平成改製原戸籍謄本**」

□4. さらに遡ると「**改製原戸籍**」

□5. そして「**除籍謄本**」(被相続人出生時まで遡るため、在籍している人が誰もいない戸籍→必要に応じて取得するが役所が判断してくれる)

□**戸籍謄本請求権者**：1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 直系卑属

□念のため、**戸籍謄本**を持参すると便利

## □3ヶ月以内

### □相続財産の特定(プラスの財産・マイナス財産の調査)

#### □不動産の調べ方：

- 1. **固定資産税納税通知書**(不動産価格の概要が判明)
- 2. **名寄帳**(不動産を所有者毎に一覧にしたもの)
- 3. **登記事項証明書**(抵当権等の権利関係調査)



#### □現預金の調べ方：

- 1. 各金融機関で**残高証明書**を発行して貰う(原則：相続人)
- 以下、各金融機関の手続きURL

1.みずほ銀行：<https://www.mizuhobank.co.jp/retail/tetsuduki/inheritance/zandaka.html>

2.三菱UFJ銀行：<https://www.bk.mufg.jp/tsukau/tetsuduki/sozoku/sonota.html#ANC01>

3.三井住友銀行：<https://www.smbc.co.jp/kojin/otetsuduki/sonota/zandaka/>

4.ゆうちょ銀行：[https://faq.jp-bank.japanpost.jp/category/show/53?site\\_domain=default](https://faq.jp-bank.japanpost.jp/category/show/53?site_domain=default)

- 意外と面倒→特にJP(ゆうちょ銀行)
- そこで「**法定相続情報証明制度**」を活用すると戸籍謄本等が不要
- よって、戸籍が収集出来た段階で、「**法定相続情報証明制度**」手続きへ

## □3ヶ月以内

### □法定相続情報証明制度の手続き(戸籍が収集出来た段階)

- 各種相続手続きで「**戸籍書類一式**」をいちいち提出が**不要**になる
- また、最終的に**不動産相続登記**をする際にも、法定相続情報証明が活用出来る
- 管轄法務局で手続き
- 準備書類：**\*下記：法務省・法定相続情報証明制度URL**

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)

### □書式

1. 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書(様式)
2. 法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書(記載例)
3. 法定相続情報一覧図(様式)
4. 法定相続情報一覧図(記載例)



### □相続放棄と限定承認

- 負債などが多い場合、相続放棄または相続財産の範囲で限定承認が出来る
- 相続放棄・限定承認(相続人全員の同意)→管轄家庭裁判所に申述

**\*下記：東京法務局墨田出張URL**

[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_13/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_13/index.html)

## □4ヶ月以内

### □故人の所得税の確定申告(準確定申告)

#### □準確定申告が必要なケース

- 1. 故人が自営業をしていた
- 2. 故人が保険の一時金や満期金を得ていた
- 3. 故人が不動産収入を得ていた
- 4. 故人が不動産等の資産を売却していた
- 5. 故人が同族会社の役員等で、貸付金の利子や家賃等の収入を得ていた
- 6. **故人の医療費が確定申告で還付を受けられるほど高額だった**
- 7. 故人が会社員で下記要件に当てはまる時
  - 1. 年収が2,000万円以上
  - 2. 給与や退職金等以外の所得が20万円以上あった
  - 3. 2ヶ所以上から給与を貰っていた
  - 4. 医療費控除や住宅借入等特別控除を受けていた

□**手続先**：故人の住所地を管轄する税務署

□**手続権者**：相続人(複数人いるときは連署で行う)

□**準備書類**：故人の源泉徴収票・**医療等の領収書**・相続人全員の認印



## □10ヶ月以内

### □相続財産の分配方法(4パターン)

#### □1. 現物分割：

- 1. 不動産は配偶者・現金は長男・有価証券は長女など、個々の財産別分割
- 2. 財産の現物をそのまま残せるが、相続分通りには分割出来ない

#### □2. 共有分割：

- 1. 財産の全部or一部を、相続人全員が共同で分割する
- 2. 公平であるが、利用や処分自由度低く、新たな相続時に手続きが煩雑

#### □3. 換価分割：

- 1. 不動産など分けられない財産を売却し、換金してから分割する
- 2. 配偶者居住権の問題や、売却の手間・税金がかかる

#### □4. 代償分割：

- 一人の相続人が不動産等の現物を所有し、他の相続人に現金を支払う
- 支払う現金があるのか？所有者高齢だと、認知症財産凍結リスクが生じる

### □近接未来に見据えた相続が重要：

- 特に、代償分割の場合、**認知症財産凍結リスクが生じることも視野に入れる**
- 早期に家族信託・任意後見等の対策を講じることを十分に話あうことが重要



## □10ヶ月以内

### □遺産分割協議書の作成

□遺産分割協議書で明確にすることにより、**相続人の同意があることの証明に**

□1. 書面に記入する住所→**住民票・印鑑証明書の記載通りに書くこと**

□2. **相続人数分作成**→各自が所持・保管

□3. 協議書が複数枚になる時は→**製本や割り印が必要**→

### □書式

□1. 遺産分割協議書(様式・記入例) **\*代償分割方式を採用**

□2. 財産目録(様式)

□3. 財産目録(記入例)

### □遺産分割協議書の提出先：

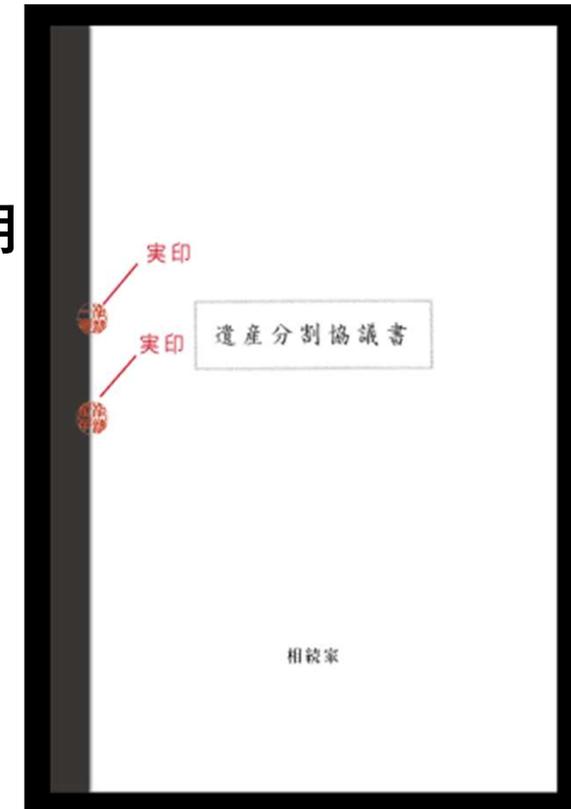
□1. 不動産がある⇒法務局

□2. 預貯金がある⇒銀行等の金融機関

□3. 株式がある⇒証券会社等の取引金融機関

□4. 自動車がある⇒陸運局

□5. 相続税申告を行う必要がある⇒税務署



## □10ヶ月以内

### □遺産分割協議書の添付書類

- 1. 被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本  
(除籍・改製原戸籍・現戸籍) →法定相続情報証明書でも可能
- 2. 被相続人の住民票の除票と戸籍の附票  
(登記簿上の住所と死亡時の住所が異なる場合に戸籍の附票も必要)
- 3. 相続人全員分の戸籍謄本
- 4. 相続人全員分の印鑑証明書と実印  
※提出先の公的機関によっては、証明書は発行から3ヶ月以内のものと指定がある場合があるため注意

### □認識していなかった財産が後日新たに見つかった場合に備えて

- 以下の2パターンのいずれかを記載します。
  1. 本協議後、後日、新たに被相続人の遺産が確認または発見された場合は、改めて相続人間で遺産分割協議を行うものとする。
  2. 本協議後、後日、本協議書に記載なき被相続人の遺産が確認または発見された場合は、相続人相続長男郎がこれを取得するものとする。→オススメ